滋賀県産業技術共創センター技術開発室使用要綱

第１章　総則

（趣旨）

第１条　滋賀県南部産業技術共創センターおよび滋賀県北部産業技術共創センター（以下「センター」という。）の技術開発室の使用等については、滋賀県公有財産事務規則（昭和４０年滋賀県規則第１号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「技術開発室」とは、企業等に使用させることができる実験室をいう。

２　この要綱において「所長」とは、使用する技術開発室を有するセンターの所長をいう。

（名称及び位置）

第３条　名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
滋賀県南部産業技術共創センター技術開発室	滋賀県栗東市上砥山 232
滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室	滋賀県米原市梅ケ原 2230 番地２

第２章　施設の使用について

（使用募集）

第４条　技術開発室使用の募集は、公募により選定するものとする。

（使用者の要件）

第５条　技術開発室を使用できる者は、滋賀県内において事業を既に行っている者あるいは開業をしようとする者であって、創業、新分野進出または新技術開発を志向し、具体的な研究開発計画を有する者および知事が適当と認めた者とする。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、技術開発室を使用することができない。

(1) 暴力団その他反社会的勢力に該当する者

(2) その他知事が適当でないと認められる者

（使用計画書の提出）

第６条　技術開発室を使用しようとする者は、あらかじめ技術開発室使用計画書（様式第１号）を商工労働部長に提出しなければならない。

２　商工労働部長は、前項に定める技術開発室使用計画書を受理したときは、これを審査し、その結果を通知するものとする。

（使用の許可）

第７条　前条第２項の通知を受けて、技術開発室を使用しようとする者は、規則第２７条による行政財産使用許可申請書（様式第２号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用日および使用時間）

第８条　技術開発室の使用は、原則として次の各号を除く月曜日から金曜日までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(2) １月２日および同月３日ならびに１２月２９日から同月３１日まで。

２　技術開発室の使用時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　前２項に規定した範囲を超えて使用しようとする者は、あらかじめ所長に時間外使用届を提出するものとする。

（研究内容変更の承認）

第９条　第７条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた研究開発計画以外の目的で、技術開発室を使用してはならない。

２　使用者は、研究開発計画を変更しようとするときは、あらかじめ研究開発計画変更承認申請書（様式第３号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（原状変更の承認）

第１０条　使用者は、技術開発室の原状を変更しようとするときは、規則第４１条による公有財産現状（使用目的）変更承認申請書（様式第４号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（使用期間）

第１１条　技術開発室の使用期間は、３ヶ月以上１年以内とし、最長５年まで更新できるものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、５年を超えて更新することができる。

（使用許可の取消または変更）

第１２条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消または変更することができる。

(1) この要綱および許可条件に違反する行為があると認められるとき

(2) センター内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき

(3) その他センターの管理上支障があると認めたとき

（使用料等の納入）

第１３条　使用者は、使用の許可を受けた技術開発室にかかる月額使用料を、県の発行する納入通知書により毎月１０日までに納付しなければならない。ただし、使用を開始する場合の納付時期については、知事が別に定める。

２　使用料は、使用期間が１ヶ月に満たない場合は、１ヶ月として計算する。
３　使用者が、技術開発室を利用することによって生ずる次の費用は、使用者の負担とする。
(1) 電気、ガス、上下水道に係る料金および工事に係る費用
(2) 電話回線およびインターネット接続回線使用料
(3) 産業廃棄物の保管・処理に要する費用
(4) 使用者が必要とする機器、備品、技術開発室の原状変更（原状回復を含む）に要する費用
(5) その他、所長が別に定める費用

（技術開発室の退室）
第１４条　使用者は、使用期間の満了、または途中に退室する場合は、公有財産返還届（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（使用料の不還付）
第１５条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により技術開発室の使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

（使用者の義務）
第１６条　使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、技術開発室を使用しなければならない。
２　使用者は、技術開発室の全部または一部を他の者に転貸し、または担保に供してはならない。

（損害賠償義務および危険負担）
第１７条　使用者は、センターの施設及び機器類を荒廃させ、またはき損したときその他許可条件に違反したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、損傷または　滅失が不可抗力によるものと所長が認めたときはこの限りでない。
２　使用者は、使用者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、危険負担は使用者が負うものとする。

（免責）
第１８条　知事は、天災地変、その他不可抗力によって生じた使用者が受けた損害については、その責を負わない。

第３章　技術開発室の管理運営について

（薬品等の管理）
第１９条　使用者は、技術開発室において、危険物、薬品、高圧ガス、毒物・劇物、産業廃棄物その他法令により規制を受ける物品を使用し、または保管しようとするときは、消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

（技術開発室への立ち入り制限）

第２０条　センター職員または施設管理委託業者の要員およびこれに類する業務に従事する者が、管理運営上必要とする場合は、あらかじめ使用者に通知の上、技術開発室に立ち入ることができる。また、使用者はこれを拒むことはできない。

２　使用者は、使用を許可されていない他の技術開発室に立ち入ってはならない。

（鍵の貸与および管理）

第２１条　使用者は、所長から鍵の交付を受けた後は、技術開発室の使用承認期間中に限り利用できるものとする。

２　使用者は、前項の規定により交付を受けた鍵を紛失したときは速やかに所長に届け出るとともに、その実費を弁償しなければならない。

（研究開発機器等）

第２２条　使用者は、自ら使用する研究開発機器、事務機器および什器類を研究室に搬入または搬出する場合には、あらかじめ研究開発機器等搬入出届（様式第６号）を提出し、所長の許可を得なければならない。

（研究報告）

第２３条　使用者は、技術開発室を利用して行っている業務を、研究開発経過報告書（様式第７号）により６ヶ月毎に、所長に報告をしなければならない。

（技術開発室の使用上の注意）

第２４条　使用者は、業務に伴って発生するすべての産業廃棄物を処理する責務を負う。また、技術開発室内の清掃や、紙くずなどの一般廃棄物の処理は、使用者が行うものとする。

２　使用者は、技術開発室の異常を発見したときは、ただちに所長に通報しなければならない。

３　技術開発室の使用中に事故が発生した場合、直近の者に知らせるとともに、消火、避難などの応急処置を取らなければならない。また、対処後は直ちに所長に通報しなければならない。

４　使用者は、センターが関係法令、条例等に基づき実施する消火訓練などの教育訓練に参加する責務を負うものとする。

第４章　その他

（雑則）

第２５条 この要綱に定めるもののほか、技術開発室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年 10 月 22 日から施行する。

様式第１号

技 術 開 発 室 使 用 計 画 書

年　　月　　日

滋賀県商工労働部長　様

住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）
連絡担当者　氏名
TEL
E-mail

滋賀県　　産業技術共創センター技術開発室を使用したいので、滋賀県産業技術共創センター技術開発室使用要綱第６条第１項の規定により下記のとおり提出します。

記

１．使用室（部屋番号）

２．使用希望期間

３．研究開発等テーマ

４．技術開発室を使用する理由

５．添付資料
(1) 研究開発等計画書（別紙様式）
(2) 技術開発室に搬入予定の機器一覧表
(3) 法人の場合にあっては、当該法人の概要を記載した書類および過去２年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
(4) その他、知事が必要と認める書類

（別紙）

研　究　開　発　等　計　画　書

１．研究開発等テーマ

２．研究開発等の必要な理由及び目標

３．研究開発等の基礎となる研究

(1) 研究（事業）項目

(2) 研究（事業）内容

(3) 研究（事業）期間

(4) 研究（事業）の実施場所および研究（事業）担当者

(5) 研究（事業）成果

(6) その他

４．今後行おうとする研究開発等の内容

(1) 研究（事業）項目

(2) 研究（事業）内容

(3) 研究（事業）期間・研究（事業）開発体制

(4) 成果の目標

(5) 開発成果（事業）の企業化または適用の効果

様式第２号

行　政　財　産　使　用　許　可　申　請　書

年　　月　　日

滋賀県知事　　様

申請者住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

滋賀県公有財産事務規則第２６条に規定する許可条件を遵守し、下記のとおり行政財産を使用したいので、許可されるよう申請します。

記

使用財産の表示	口座名称	滋賀県　　産業技術共創センター
	区　　分	技術開発室
	所在地等	
	数　　量	技術開発室（　　号室）
使用目的および用途		研究開発テーマ（詳細は別紙研究開発計画書のとおり）
使用希望期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
使用許可申請理由		
当該使用財産に係る管理責任者		氏名 連絡先 申請者との関係
添付書類		1　申請者の住民票記載事項証明書(法人にあつては、定款等の写し) 2　関係図面(使用箇所を明記すること。)
備　　考		

様式第３号

研　究　開　発　計　画　変　更　承　認　申　請　書

年　　月　　日

滋賀県知事　　様

申請者住所

氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

　　年　　月　　日付で許可のありました技術開発室について、下記のとおり研究開発内容を変更したいので、滋賀県　　産業技術共創センター技術開発室使用要綱第９条第２項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用室（部屋番号）	
変更内容	
変更の生じた理由	
添付書類	(1)　変更後の研究開発等計画書 (2)　変更後の機器一覧表 (3)　その他知事が必要と認める書類
変更年月日	年　　月　　日

様式第４号

公 有 財 産 原 状 （ 使 用 目 的 ） 変 更 承 認 申 請 書

年　　月　　日

滋賀県知事　　様

申請者住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

下記のとおり公有財産の原状（使用目的）を変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

公有財産の表示	
貸付契約の日付（使用許可年月日および許可番号）	年　　月　　日付け
現在の使用目的および用途	
申請事項	□原状の変更 □使用目的の変更
原状（使用目的）を変更しようとする理由	
変更しようとする部分を明示した平面図、配置図等	別添図面のとおり
備　　考	

様式第５号

公　有　財　産　返　還　届

年　　月　　日

滋賀県知事　　様

届出者住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

下記のとおり、使用しておりました公有財産を返還します。

なお、貸付料（使用料）を完納し、当初の現状に回復したことを報告します。

記

返還する公有財産の表示	
貸付契約の日付（使用許可年月日および許可番号）	年　　月　　日付け
用途	
貸付（使用）期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
貸付料（使用料）完納日	年　　月　　日
返還しようとする理由	□　貸付（使用）期間の満了 □　貸付契約書第　　条の規定による契約の解除
備考	

様式第６号

研　究　開　発　機　器　等　搬　入　出　届

年　　月　　日

滋賀県　　産業技術共創センター所長　　様

申請者住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

年　　月　　日付で許可のありました技術開発室について、下記のとおり研究機器の搬入出を行いたいので、滋賀県産業技術共創センター技術開発室使用要綱第２２条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用室（部屋番号）		
搬入する機器名	搬入年月日	搬入理由（使用目的）
搬出する機器名	搬出年月日	搬出理由
添付書類	(1) 搬入出後の機器一覧 (2) 搬入出後の機器配置図	

様式第７号

研 究 開 発 経 過 報 告 書

年　　月　　日

滋賀県　　産業技術共創センター所長　　様

報告者住所
氏名
（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

年　　月　　日付で許可のありました技術開発室について、研究開発経過報告書を、滋賀県産業技術共創センター技術開発室使用要綱第２３条の規定により下記のとおり報告します。

１．研究開発テーマ

２．研究開発の経過状況

３．研究開発の効果